

第一次チェコスロヴァキア 土地改革における準坵法

佐藤 雪野

1. はじめに

第一次世界大戦後、ハプスブルク君主国の継承国家として成立したチェコスロヴァキアにおいて、重要な経済・社会政策として実施されたのが土地改革であった。当時のチェコスロヴァキアにおいては、住民の44%が農業に従事していたが、その55%は、2ha以下の土地しか所有していなかった。それに対して、500ha超の土地を持つ2,000人の大土地所有者が国土面積の1/3を所有していたⁱ。特にチェコ西部のボヘミアでは、14人の大土地所有者が11.3%の土地を、チェコ東部のモラヴィアでは、11人の大土地所有者が10.8%の土地を所有していたⁱⁱ。例えば、アドルフ・ヨゼフ・シュヴァルツェンベルク侯ⁱⁱⁱAdolf Josef kníže Schwarzenbergは、17万6,000haを、リヒテンシュタイン侯ヨハン2世^{iv}Johann IIは10万9,000haを、ヨゼフ・コロレド＝マンズフェルト侯^vJosef kníže Colloredo-Mansfeldは5万8,000haを所有していた。このような状況下で、土地の再分配を行い、所有の分散化を図ることは、理に適っていた。

土地改革自体は、貧農の解消という点から社会民主党にも支持され、農村を支持基盤とする農業者党にとっては最重要課題であった。また、私有財産の自由という観点から、懐疑的になりうる保守政党も、土地改革を「外国の貴族が支配する土地を自民族のものにする」という民族主義的観点から支持することになった。「ピーラー・ホラ（白山）の戦い」による異民族支配の解消を、土地改革が目指すという標語が掲げられたが^{vi}、まさに上述のコロレド＝マンズフェルト家は三十年戦争の結果、チェコに領地を得た貴族であった。しかし、コロレド＝マンズフェルト家にも、チェコ民族運動にかかわった人物や、チェコ民族としてのアイデンティティを持つ人物もおり、状況は複雑であった。

土地改革は、重要政策として同時代から検討が進められ、内外で研究の蓄積がある^{vii}。民族主義的政策と評価した社会主義時代の研究から、社会経済的意義に注目する体制転換後の研究を経て、最近では、個別の貴族、貴族家系の研究と結びついて、チェコ各地の大学で学生に人気の論文のテーマとなっているようである^{viii}。充実した研究蓄積があるため、個別の領地の研究が進められているといえよう。

その中で、本稿では、土地改革の原点となる準坵法^{ix}に注目し、国民（チェコスロヴァキア国籍所有者）は平等とされるべき法に、民族主義が介入する可能性を検討する。

2. 収用法（1919年第215号法）^x

土地改革の方向性を決定する「枠組み法」のうち、最初に制定され、最も重要なものが20条からなる収用法である。1919年4月16日に制定され、24日に発効した^{xi}。

第1条

土地所有の調整が行われるよう、チェコスロヴァキア共和国領内の大規模土地財産（第

2条参照)は、大規模財産の集合体も含め、国家により収用され、土地事務局が設立される。

第2条

大規模土地財産と理解されるのは、その財産の保有と結びついた権利を伴う不動産の集合体で、1人もしくは共有者により所有され、チェコスロヴァキア共和国内に存在する面積が、農地(畑、牧草地、庭園、ブドウ畑、ホップ畑)の場合150haを超え、その他の土地では250haを超える場合である。

離婚していない夫婦は、一人とみなす。

土地収用自体は、その土地の国家による没収ではなく、収容された土地が奪取されることが決定されてはじめて、元の所有者の所有権がなくなる。奪取される場合も、原則は、有償である。無償による奪取は、以下の条文のように主として敵性国民及びチェコスロヴァキア国家に対する反対者が対象となるため、土地改革に民族主義的要因が介在することになる。

第9条

奪取された財産の補償については特別法が定める。特別法では、敵国民の財産、かつての支配者ハプスブルク＝ロートリンゲン家の一員の財産^{xii}、1918年12月10日の第61号法により廃止された貴族の権利に基づく基金の財産、外国の職務・官庁・地位と結びついた財産、法的根拠なしに提供された財産、世界大戦中、チェコスロヴァキア民族に対して粗野に敵対した者の財産、最後に、財政法の規定により、財産税の支払いとして国家のものとなった財産は、保証なしに奪取できる方針が導入される。

収用財産の奪取に際しては、収容された財産に結び付いた権利を持つ者や、これまでの所有者に対して、職業上、扶養上、小作上の権利を持つ者が阻害されないように行われる。

後段は、土地改革の根強い反対理由に、既存の大農園内の被雇用者や小作人の処遇をめぐるものが多かったために、取り入れられたものであろう。

有償にせよ無償にせよ、奪取された財産は、分配されることになるが、分配にあずかる対象は次の条文に示されている。

第10条

奪取した財産のうち、国家が公共の利益のために保持し続けたい財産は、土地事務局が、段階的に一定量まで、小農、小屋持ち土地なし農民、小手工業者、非土地所有者、とりわけチェコスロヴァキア軍の構成員、土地を欲し、耕作・経営可能な傷痕軍人の、所有地、小作地として分配する。更に上記の人々から構成される協同組合、住居・消費・農業組合、自治体やその他の公共の利益のための公共機関、科学・人文研究機関にも分配する。土地は、その他の公共の利益の目的にも使用できる。

土地を分配可能な者や団体、分配面積とそれに対する権利、分配された土地に対する所有権の制限については、特別法が詳細に定める。

以下は、収用された土地が、元の所有者に戻される場合に関する条文である。

第 11 条

この法律により財産を収用される者、場合によってはその子孫は、収用された財産から、可能な限り本人の選択により、第 2 条に定められた面積を超えない財産の分配を受ける権利を有する。この者に対しては、各地での土地の必要性、土地の質、目的を有する耕作・経営の要求、農産品工業の要求、町の要求、他の公共の福祉の観点から、更に大きな面積を収用からはずすことができる。500ha を超えて収用からはずすことはできない。(第 2 条参照)

第 2 条で定められた農地 150ha、その他の土地 250ha を超えた場合は、すべての土地が収用され、それ以下では収用されないものであるから、農地 150ha、その他の土地 250ha が、元の所有者に戻されることは当然である。どの土地が戻されるかも本人の選択によるのが原則である。更に広い土地が戻される場合は、流動的であり、所有者と土地事務局の交渉次第となる。ここに民族主義的観点が介在する余地がある。

3. 分配法 (1920 年第 81 号法)

収用法第 10 条を受けて、1920 年 1 月 30 日に制定、2 月 17 日に発効したのが、分配法である。この法は、5 部 65 条からなる。第 1 部:分配について(1～29 条)、第 2 部:不可分農地について(30～55 条)、第 3 部:手数料規定(56～62 条)、第 4 部:移行規定(63 条)、第 5 部:結部規定(64～65 条)で、内容に関する規定は第 3 部までである。1920 年第 665 号法による改正を経ている。

第 1 条

収容地及び奪取地は、国家自体が確保するか、一般の利益目的のために使用する場合を除き、(以下の対象に:筆者)土地局が分配する。

1. 個人へ、つまり小農、小屋持ち土地なし農民、小手工業者、農業・林業従業員、非土地所有者、とりわけ軍団員及びチェコスロヴァキア武装軍所属者、及び祖国のための戦いや戦争任務の結果の死者の遺族、傷痍軍人、戦死や戦争任務の結果死亡した兵の遺族へ。
2. 1. に挙げられた人物を統合した団体へ。
3. 本法 5 条に挙げられた人物へ。
4. 農業及び消費団体へ(6 条、7 条)。
5. 地方自治体及び他の公共団体へ。
6. その他、科学的、人道的、公共の福祉を目的とする法人、研究所、団体へ。

この条文を、先の収用法第 10 条と比較すると、「農業・林業従業員」が加えられ、軍人関係の規定が詳細になっている。前法にはなかった「チェコスロヴァキア軍団員」が明記され、この間に「軍団員」への処遇が重要な政治課題となったことがうかがえる。チェコスロヴァキア独立のために文字通り戦った人々とその遺族に対する論功行賞という側面が、土地改革の目的としてより明確になったといえるであろう。

さて、日本のシベリア出兵の原因となったことでも知られているチェコスロヴァキア軍団であるが、独立後のチェコスロヴァキアに帰国した後、処遇に不満な者も多く、クーデタ騒ぎも起こっ

た。従って、経済的・社会的に軍団員を優遇する措置が必要となったのである。

逆に以下のような人々には分配されなかった。

第3条

土地は以下の希望者には分配され得ない。

1. チェコスロヴァキア共和国国籍を持たない者。2年以内にこの国籍を得る条件の者を除く。
2. 犯罪により裁かれ、その結果、地方自治体選挙権を失い、その結果が道徳的に継続している者。
3. 身体的或は精神的に、土地が分配された目的のために働くことのできない者。傷痍軍人対策と家族が本人の能力不足を補う場合を除く。

民族規定ではなく、国籍規定で分配対象者が制限された。分配を希望した時点で、国籍を持っていない場合も、2年以内の国籍取得を条件に分配を受けられるようにしたことは、チェコスロヴァキア国籍の取得を逡巡していたチェコ系、スロヴァキア系以外の住民の国籍取得を促進する意図もあったのではないだろうか。

次の条文でも、チェコスロヴァキア軍団員への優遇がうかがえる。

第17条

(1) 同一の土地に複数の分配請求があり、すべての請求に応じることができる程の土地がない場合で、他の部門の土地分配による損害なしに満足させることができない場合は、まず一般的利害にかなうように決定される。

(2) (3) 略

(4) 個別の要求に応じるには土地が不足する場合、以下のように要求に応じる。

1. 軍団と、チェコスロヴァキアの武力勢力の参加者。とりわけ、敵と戦い、戦争被害に遭った者、更に軍団と武装勢力の戦死者の遺族。軍団とチェコスロヴァキアの武力勢力の参加者で戦争関連死者も同様に扱う。

軍団員とは、チェコスロヴァキア共和国の兵で1918年10月28日以前に外国軍に属した人々である。軍団員及びチェコスロヴァキアの武装勢力の遺族の配偶者及び配偶者の子孫、その家族は、法により対応しなければならない。

2. 傷痍軍人、戦死者及び軍事の結果死亡した人の子孫

3. 収用された土地のこれまでの小作人

4. 5. 略

(5) (6) (7) 略

4. 補償法（1920年第329号法）

1920年4月8日に制定され、5月12日に発効した。9部（第3部は更に3つに分類される）84条からなる。1920年第536号法で修正された。収用法の5条、9条、11条、12条、13条を実施するための法である。

2. では5条、12条、13条をとりあげなかったが、これらの条文は必ずしも、直接保障に関する

るものではない。特に第5条は、むしろ分配法に関係するといえる。

収用法第5条

第1条にあげられた収用に基づき、チェコスロヴァキア共和国には、収用された財産を受け入れ、配分する権利が生じる。(第10条、第11条参照)

収用法第12条

収用財産の国家による奪取に際しては、それまで奪取された財産の経営・工作に奉仕してきた、現在稼働中か過去に稼働した施設の所有者は、その施設の適切な部分を、国家に満額で売る義務を持つ。

収用法第13条

実際の奪取の前に、この時点で土地を経営・耕作している者に、彼らに奪取が関係するという警告書が与えられなければならない。詳細な規定は特別法による。

補償法第1部では、まずa)として「準備作業に関する」条文がある。

第1条

土地事務局は、収用された土地財産において、収用された財産の受け入れと分配計画のためのすべての準備作業を行う権利を有する。

次のb)は所有者の理解と奪取の条件についてである。

第2条

収用法第5条に規定された権利の実施において、土地事務局は、作業計画に基づき不動産の奪取で決定された、収用された土地財産の所有者に通知する。

土地事務局は通知を裁判所に行い、不動産登記簿に記入される。

複数の裁判所の不動産登記簿に記入される場合は、土地事務局は、そのうち一か所に通知し、他の裁判所にはその必要な複写が提出される。

次の条文は、収用を免れ、元の所有者の所有になる土地に関する規定である。

第5条

土地事務局は、地域の必要や目的に応じて、そのために不動産を奪取することを決定する時、収用法第11条の規定に基づき、所有者に配慮して決定する。

土地事務局は以下を除き、更に検討することなしに、要求を拒否することはできない。

1. 所有者から収用される財産が収用法第2条に定められた面積を超えていて、所有者の要求が、農地150ha未満或いはすべての土地250haまでの場合、農地150ha或はすべての土地250haまでか、或は同じ所有者の他の土地財産に権利が残る。

2. すでに一度所有者(使用者、保護者)が収用法第11条に基づく権利を、現在収受されるものとは別の不動産に実行し、土地事務局がその要求を認め、他の選択された少なくとも農地150ha或は他の土地250haの自由な所有を決定した場合。

3. 土地事務局が、既に他の不動産について、収用法第 11 条に従い、自由な所有を所有者に残したが、その土地は農地 150ha 未満、その他の土地 250ha 未満で、しかしながら、所有者は土地事務局に残りの面積の権利を受け渡した場合。

第 1 部の c) は、通知に関するものである。

第 12 条

この法が別に規定しない限り、土地事務局による収用土地財産の実際の奪取の前に、そこで耕作している人物に少なくとも 3 か月の通知期間を与えなければならない。

原則として通知は、収受される財産上で耕作している人物が、収穫を終えることができ、当概年の 3 月 1 日か 10 月 1 日までに土地の奪取が可能になるように行われる。

第 2 部は奪取に関しての規定である。

第 26 条

この法により収用財産が国家により奪取することが示された場所では、土地事務局の提案により、裁判所は、収用法第 1 条及び本法の定めに基づき、チェコスロヴァキア共和国のために所有権を留保する。この財産にまつわる権利は、国家の名において、収用法の範囲内で土地事務局に置かれる。

土地事務局が、とりわけ土地使用と第 70 条の規定に基づき、別の提案をしない限り、所有権の留保により、裁判所は、すべての帳簿上の負担と負債を消滅させる。

土地改革により、所有権に制限が加わり、裁判所が介入するものの、土地事務局に大きな権限が与えられていることがわかる。

第 3 部 a は、補償なしの奪取に関する規定である。

第 35 条

この法による奪取された土地の所有者への補償支払いに関する規定は以下には適用されない。世界大戦における連合国と同盟国による講和条約と矛盾しない限りにおいて、収用法第 9 条による、敵国国民の財産、かつての統治者ハプスブルク＝ロートリンゲン家に属する者の財産。

権利なしに用いられている農地及び類似の例については、特別法により定められる。

上述のように収用法第 9 条では、無償奪取の対象として、本 35 条に挙げられている以外に、「1918 年 12 月 10 日の第 61 号法により廃止された貴族の権利に基づく基金の財産、外国の職務・官庁・地位と結びついた財産、法的根拠なしに提供された財産、世界大戦中、チェコスロヴァキア民族に対して粗野に敵対した者の財産」が挙げられていたが、本条では、敵国民とハプスブルク＝ロートリンゲン家の財産に限定されている。貴族に関しては、次の条文で規定されているが、それ以外については、第一次世界大戦直後の報復心、民族主義的興奮が少し落ち着いてきたために削除されたのであろう。また、サン＝ジェルマン条約は 1919 年 9 月 10 日調印、1920 年 7 月 16 日発効、

トリアノン条約は1920年6月4日調印、1921年7月31日発効であったため、補償法の制定段階では、講和条約によるハプスブルク＝ロートリングゲン家の処遇が流動的であった。従って、この条文には、講和条約と関連する留保がある。

第36条

補償なしにチェコスロヴァキア共和国は、1918年12月10日の第61号法により廃止された貴族の権利に基づく基金の財産を、監督省に基金の廃止を申し出た場合は、国家の所有として受け入れる。

収用法においては、国家所有になる条件が明示されていなかったが、この特別法では、明示された。

第3部bでは、補償ありの奪取について規定された。最初は国家財産に関する規定である。

第37条

土地事務局が、1920年1月30日の第81号法（分配法）の目的のために、国家が補償なしに得た土地財産を奪取するには、国家の同意が必要である。

第40条

国家財産の収受価格は、国家が定める。当該金は国庫に納められる。

この収受価格の支払いについては本法第3部の規定が適用される。

国家が所有し続ける奪取された収用財産の収受価格は、土地事務局が提供価格として、取得手数料を加味して計算する。（第38条）

次の条文では、収用された財産の補償について規定される。

第41条

奪取された土地財産の補償（収受価格）は、1913年から1915年の間に自由に売却された100ha以上の農園の価格の平均値である。

政府は、第1項に基づき土地事務局により決定された平均価格を考慮し、利用方法、耕作方法、質（台帳上の階級）や面積が同じ不動産について、政令によって、段階的な価格を宣言することができる。

この段階的価格が宣言されない場合、土地事務局が、第42条、第43条を考慮して推定し、奪取された不動産の収受価格を決定する。

1919年4月10日第187号法を考慮して、オーストリア＝ハンガリーの1クローネを1チェコスロヴァキア・コルナと換算する。

収受価格に関して、土地事務局が恣意的に決定できる余地があるため、問題が多い条文である。また、通貨分離により、チェコスロヴァキアは、第一次世界大戦直後のインフレを抑制することができ、その後も強固なデフレ政策がとられたが、この換算率が適切かどうかは疑問が残る。1919年4月10日の通貨法（第187号法）第6条においても、新たに導入されたチェコスロヴァ

キア・コルナは、オーストリア＝ハンガリーのクローネと1対1と換算されたが、実際には、チェコスロヴァキアにも戦後インフレが存在した。以下の表は、スターリング・ポンドの為替相場である^{xiii}。

	戦前の平均的相場	1923年12月18日の相場
ベルリン市場	1ポンド=20.45マルク	1ポンド=190億マルク
ウィーン市場	1ポンド=24.22クローネ	1ポンド=31万クローネ
プラハ市場	1ポンド=25.02コルナ(クローネ)	1ポンド=149.50コルナ

これに基づくと、ポンドの価値を一定と仮定した場合、戦後の1コルナは戦前の6分の1程の価値しかなく、收受価格は、土地所有者にとって、かなり不利なものということになる。

第42条

1,000haを超える集合体では、全体の收受価格が下げられる。大規模な耕作地の一般価格の減少は以下の割合による。

1,000ha 超 2,000ha 以下	5%
2,000ha 超 5,000ha 以下	10%
5,000ha 超 10,000ha 以下	15%
10,000ha 超 20,000ha 以下	20%
20,000ha 超 50,000ha 以下	30%
50,000ha 超	40%

この条文は、超大規模な土地所有者にとっては、非常に不利な価格が設定されていることになる。もちろん、5万haを超える土地を所有している例は少なく、本稿のはじめに述べたシュヴァールツェンベルク侯(17万6,000ha)、リヒテンシュタイン侯(10万9,000ha)、コロド＝マンスフェルト侯(5万8,000ha)くらいである。社会的平等の実現の観点から、大土地所有者に不利な制度が定められたのであろう。

第43条

この法の規定により、奪取された不動産の評価は、奪取された不動産の性質、奪取された時の状態を鑑み、土地事務局が行う。とりわけ評価の際、1919年4月24日以降に行われた投資が、奪取された期間も利用が続き、集中的な耕作時にその投資が収穫を高め、財産の良好な状況を保つために行われた場合、評価する。そのような投資は、建築価格或は年数や設備の種類による償却を加味して評価する。

不動産の全体価格を上昇させるような投資が行われ、それを理由として收受価格が高くなる場合を除き、農場全体の全收受価格は、原則的に1900年1月1日の価格を超えない。建物のない個別の土地の奪取と評価は、耕作用建物の建設を行わないことで所有者に生じた損害を適切に計算する。

収用された土地においても、適切な投資を行い、耕作を続けた場合、それが收受価格に反映するようにして、耕地の荒廃を防ぐ条文である。

第 44 条

土地事務局は、奪取された不動産の所有者、登記簿上の権利者、保有者への一定の補償（収受価格）について、収受価格決定について規定により裁判所に異議を提出できることを認める。

収受価格が土地事務局と所有者の間の契約により締結された場合は、土地事務局長が契約に署名した時を持って、契約は国に対して効力を持つ。

第 46 条

収受価格に関する土地事務局の決定に対して、所有者と登記簿上の権利者は決定を受領してから 30 日以内に、プラハ高等邦裁判所管内の地区においてはプラハ邦裁判所に、ブルノ高等邦裁判所管内の地区においては、ブルノ邦裁判所に、スロヴァキアとルテニアについては、ブラチスラヴァ裁判所に異議を申し立てることができる。所属地区の決定は、奪取された財産の多くの部分が属している場所による。

異議は、直接裁判所に同じものを 2 部提出する。宣言された段階により評価された場合は、評価の際、本法の規定に基づいて正しく行われなかった場合、政府により宣言された段階が正しく適用されなかった場合のみ、受領されうる。

裁判所は、土地事務局に、14 日以内に解決するよう、異議を通達する。

遅延した意義は、上院で非訴訟手続きによる異議について決定されない限り、裁判所は職権で拒絶する。

決定について、異議申し立ては上級裁判所に控訴することができる。

第 2 段階で決定が承認された場合、それ以上の法的手段はない。

大土地所有者は、収用からの返却と並び、収受価格についても裁判所で戦っていくことになる。

以下の構成は、第 53 条からの第 3 部 c は、活用されている施設と不活用の施設に関する規定、第 59 条からの第 4 部は、補償（収受価格）の支払い方法について、第 72 条からの第 5 部は、収用され収受される土地財産の従業員保護に関して、第 76 条からの第 6 部は移行規定、第 77 条からの第 7 部は、分配価格と小作料について、第 8 部は改正により廃止され、第 82 条からの第 9 部では手数料について定められている。

5. おわりに

土地改革の準拠法においては、最初に制定された収用法が、基本法となり、分配法や補償法は、その特別法として補完するものになっている。収用法第 9 条においては、敵国民やハプスブルク＝ロートリンゲン家の一員でなくても、第一次世界大戦中にチェコスロヴァキア民族に対して敵対的だった者からは無償で土地を奪取できることになっており、民族主義に基づく恣意的な運用で、土地を奪われる可能性もあった。しかし、補償法では、このような者から土地を無償で奪取するという項はなくなった。戦後の混乱が収まり、民族的憎悪が弱まったことや、民族間の平等を求める国際的要求によったのであろう。パリ講和会議のサン＝ジェルマン条約と少数民族条約が調印されたのは、1919 年 9 月 10 日だが、収用法はそれ以前の 1919 年 4 月 16 日に制定されている。それに対して、分配法や補償法が制定されたのは、1920 年である。

収用法においても、チェコスロヴァキア独立に軍事的に貢献した人々とその子孫に対して、土

地改革で優遇しようとする姿勢が見られたが、分配法においては、「チェコスロヴァキア軍団員」に対する優遇が、目に見える形になった。クーデタ騒動を起こすなど、処遇に不満な軍団員を懐柔する必要があったためであろう。

3つの法を検討してみた結果、民族主義や特定の集団への配慮が、条文中に現れているものの、それぞれの法で扱いは異なる。独立直後の混乱期に、チェコスロヴァキア国家のもとに国民を統合するため、多くの国民の望んだ土地改革を遂行しようと奮闘している様子はいかがえる。しかしながら、すべての国民の満足を得ることは不可能な上、国際社会の眼にも配慮しなければならず、土地改革の実行には困難が伴った。

註

- i Národní archiv (国民文書館 NA), fond Státní pozemkový úřad (国家土地局文書 SPÚ), karton 85, signatura 25, B/III, Slezák, Lubomír, „Specifické rysy státního intervencionismu v zemědělství (農業における国家介入主義の特徴)“, in: Lacina, Vlastislav a Lubomír Slezák, *Státní hospodářská politika v ekonomickém vývoji první ČSR* (チェコスロヴァキア第一共和国における国家経済政策及び経済発展), Praha, 1994, str. 89.
- ii Olšovský, R. et al., *Přehled hospodářského vývoje Československa v letech 1918-1945* (1918-1945年のチェコスロヴァキア経済発展概説), Praha, 1961, str. 52-53.
- iii シュヴァルツェンベルク家は、ドイツ・フランケン地方を発祥とする貴族で、15世紀にフス戦争に参加したことで、皇帝ジギスムントからボヘミアに領地を得た。その後も対トルコ戦争への貢献などにより、身分を高め、領地を増やした。アドルフ・ヨゼフ・シュヴァルツェンベルク侯(1832-1914)は、クルムロフ公の地位も得ていた。
- iv 現在リヒテンシュタイン侯国(1806年、神聖ローマ帝国崩壊により独立)の君主であるリヒテンシュタイン家は、シュタイアーマルクと下オーストリアの境界地域を発祥の地とする。チェコ領内の所領は、13世紀から獲得し始め、第一次世界大戦前には、リヒテンシュタイン侯国の面積の6倍以上に当たっていた。ヨハン2世(1840-1929 在位 1858-1929)は、チェコ領内レドニツェの城で生まれ、チェコ領内ヴァルティツェの城で亡くなった。リヒテンシュタイン家は、現在でもオーストリア領内に侯国の面積にほぼ等しい面積の所領を持っているといわれる。
- v コロredo=マンズフェルト家はイタリア及びオーストリア貴族で、三十年戦争で、チェコ領内に領地を得た。
- vi Průcha, Václav et al., *Hospodářské dějiny Československa v 19. a 20. století* (19、20世紀のチェコスロヴァキア経済史), Praha, 1974, str. 80.
- vii 拙稿「第一次チェコスロヴァキア土地改革における民族主義的性格—ボヘミアにおける収容の継続をてがかりに—」『国際文化研究科論集』17号(2009年)75-76ページ参照。
- viii 最近の研究成果を反映したものとして、Zeman, Karel, *Vývoj vlastnictví k půdě a související porocesů na území ČR od roku 1918 do současné doby* (1918年から現在に至るチェコ共和国領内における土地所有及び関連経過の展開), Praha, 2014.
- ix 各条文は、<http://www.epravo.cz/> や <http://spec.prf.cuni.cz/lex/z2.htm> などのインターネット上のサイトで閲覧できる。前者における本稿関連法のアドレスは以下の通り。
<http://www.epravo.cz/vyhledavani-aspi/?Id=1661&Section=1&IdPara=1&ParaC=2>
<http://www.epravo.cz/vyhledavani-aspi/?Id=1910&Section=1&IdPara=1&ParaC=2>
後者ではワードファイルが掲載されている。(いずれも最終閲覧日 2014年12月10日)
- x 収用法全文の和訳は、拙稿「第一次世界大戦後チェコスロヴァキアにおける土地改革—収用法の検討—」『福岡教育大学紀要』第47号第2分冊(1998年)29-31ページ参照。
- xi 廃止されたのは1991年6月24日。
- xii フランツ・フェルディナント大公の居城であったコノピシュチェ城は、この条文の適用対象となり、1921年にチェコスロヴァキアの国家財産となったが、大公の子女は貴賤結婚のためハプスブルク=ロートリンゲン家の一員にはならなかったという理由で、子孫が財産返還を求めている。
„Kněžna z Hohenbergu chce zpátky Konopiště (ホーエンベルク侯夫人はコノピシュチェの返還を求める)“—

iDNES.cz - http://zpravy.idnes.cz/knezna-z-hohenbergu-chce-zpatky-konopiste-fiv-/domaci.aspx?c=A061205_102325_domaci_sfo (最終閲覧日 2014 年 12 月 11 日)

xiii Lewy, H., *Die Grundlagen der Weltwirtschaft*, Leipzig, 1924, S. 162, Olšovský, *op.cit.*, str.14.